

臨床心理士倫理委員会規程

制定：平成 2年 8月 1日
改正：平成 8年 4月 1日
改正：平成 12年 4月 1日
改正：平成 21年 3月 21日
改正：平成 25年 4月 1日
改正：平成 30年 3月 3日
改正：令和 2年 5月 28日

<目的>

第1条 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）は、臨床心理士倫理規程第3条に基づき、理事会の下に倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

<委員会の構成>

第2条 委員会の委員は次の者をもって構成することとし、理事会の議を経て会長が委嘱する。

- (1) 業務執行理事 1名
 - (2) 理事 2名
 - (3) 委員の任用日を基準にして過去 10 年以上にわたり引き続き心理臨床に関する専門業務に従事している者 3名以上
2. 委員長は委員の互選とする。
 3. 委員長は、委員の中から副委員長 1名を指名する。
 4. 委員の任期は 4年とし、重任を妨げない。ただし、引き続いて 8年を超えての選出は認めないが、必要などときにはこの限りではない。
 5. 委員長は必要に応じて委員会を構成する委員の他に、一定期間、外部委員を加えることができる。

<委員会の運営>

第3条 委員長は理事会からの関係事項に関する審議の附託を受けて委員会を開催し、委員長が議長となる。

2. 委員会は委員の 3分の 2の出席をもって成立するものとする。
3. 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ指名されていた副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

第4条 臨床心理士の倫理に関する事項について委員長が必要と認める場合、

又は委員の3分の2以上の発議があった場合は、前条以外に当該委員会を開催し、必要に応じ理事会に勧告等を行うことができる。

<委員会の業務>

第5条 委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 理事会からの附託に基づく倫理問題に関する審議、及び調査並びに結果の答申
- (2) 本規程、倫理規程、及び倫理綱領の改廃に関する審議
- (3) 臨床心理士の倫理意識向上についての本協会への提言
- (4) その他、理事会が必要と認める業務

<委員会の結論>

第6条 委員会は出席委員の過半数の賛成により、委員会としての結論を決する。

<秘密保持>

第7条 委員及び本協会事務局職員は、委員会の審議及び調査内容に関し、知り得た秘密を厳守し、個人情報等を漏洩してはならない。委員退任後及び事務局職員退職後も同様とする。ただし、委員会の職務遂行に必要な事項については、この限りではない。

<規程の改廃>

第8条 本規程の改廃は本協会理事会における3分の2以上の議決によって行う。

附 則 この規程は平成2年8月1日より施行する。

附 則 この規程は平成8年4月1日より施行する。

2. (略)

附 則 この規程は平成12年4月1日より施行する。

2. (略)

附 則 この規程は平成21年3月21日より施行する。

附 則 この規程は平成25年4月1日より施行する。

附 則 この規程は平成30年3月3日より施行する。

附 則 この規程は令和2年5月28日から施行する。